

い けん しよ  
意 見 書

しょうがい ひと ひと とも あんしん  
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）  
けんとうかいぎ おんちゆう  
検討会議 御中

どうけんとういいん やまもとゆきひろ  
同検討委員 山本幸博

だい かいどうけんとうかいぎ いけんしよ ていしゆつ  
第3回同検討会議にて意見書を提出させていただきましたが、せいしんしょうがいしや きょうせいにゆういん かくりしゆうよう  
等、法のもとで差別を受け、偏見を助長してきた歴史があります。それゆえ差別・偏見は根深く、これら  
を解消していくためには法のもと（本条例）では具体的な記述の必要を感じています。

ほんらい いりよう ひと じんせい えんじよ  
本来、医療は人の人生を援助するためのものであり、ほんにん いりようけいやく におこな  
するはずのものです。しかし精神障害者はその症状により、本人の意思によらない精神科病院への入院や  
身体拘束・隔離と言った行動制限を受けることがあります。このような処遇は、他に結核等の感染症などご  
く限られた行政による強制手続きであり、法的に定められた手続きはもちろんのこと最大限人権が守ら  
れる環境と治療が必要です。

ちゆうかんまどめ ②医療分野 <「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>において、「○法  
れい とくべつ きだ にゆういん ばあい せいしんほけんふくしほう そちにゆういん じしやうたがい ばあい  
令に特別の定めがある入院の場合・精神保健福祉法の「措置入院」（自傷他害のおそれ）の場合」とあ  
り、いっけんほう のつと かたち おこな  
り、一見法に則った形で行われるように思われます。

しかし、実際には残念なことに精神科医療の現場では多くの人権侵害が報告されており、人権が守られ  
る環境が整っていない場合が少なからず存在します。この背景については、上記第3回検討会議意見書に  
記述の通りですが、こういった状況を打破するためにも

- ・「いかなる時でも個人として、その人格を尊重されること」
- ・「いかなる状況においても自己決定、意思表示の権利を最大限尊重すること」
- ・「いかなる入院においても WHO の「精神保健ケアに関する法：基本10原則」に則った治療を行うこと」

この項目を加えることを検討いただきたい。

また、「中間まとめ（案）②医療分野」について、以下の点を加えていただきたいと思います。

1：②医療分野

ア、障害を理由とした不利益取扱い

<該当する可能性のある事例（例）>

- ・精神障害のある人が、精神疾患とは別の内科疾患についての治療を希望しているにも関わらず治療を拒否すること。

2：同分野

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

○法令に特別の定めがある入院の場合

- ・精神保健福祉法の「措置入院」（自傷他害のおそれ）の場合

について、但し書きとして、「入院決定段階だけではなく、その治療の状況に応じて速やかに退院  
や他の入院形態への変更が行われることが重要であること」の一文を加えること。

3：同分野

イ、合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為（例）>

○入院中の精神障害者に適切な医療を受け、安心して治療に専念することができる配慮

- ・精神保健福祉法の「措置入院」であったが、一定落ち着いてきた段階で、自分が受けている治療に

- ついて、わかりやすく理解できるまで丁寧に説明を受けることができる。
- ・退院請求を行う権利及び治療・対応に関する不服申し立てをする権利、これらの権利を行使できるよう援助を受ける権利があることの説明を受け、申し立てができる環境があること。

続いて、部会及びその他の話し合いを通じて出された意見の中で検討委員として、ぜひとも重要視していただきたい項目を述べさせていただきます。

### ○第三者機関の設置と権限について

今、条例が活きた条例になるためには第三者機関の設置方法とその権限がどのようなものになるのかという中身がとても重要なポイントとなります。

今まで受けてきた差別や嫌がらせに対して、泣き寝入りすることなく「相談」できる環境づくりと、受けた事案についての「調査」する権限、及び「情報把握と分析」「政策立案・提言」できる研究機関としての機能、「あっせん」「助言」等の調停機関としての機能、「勧告」「公表」等の制裁機能など総合的な機能を持ち合わせる必要があります。

また、障害者の人権を守るという視点から、委員の半数以上は障害当事者を採用していただきたい。そして独立性を維持するためには財政基盤の裏づけが必要です。

### ○付帯決議の取り扱いと、条例見直し時期の明記について

今、検討会議だけでは整理し切れなかった案件についてはその経過と重要性について付帯決議として残していただきたいです。また、条例を施行し運用する中で出てくる不備や課題について定期的に見直す機会を設けていただきたいです。通常は5年毎でよいが初回に関しては作成期間が短かったことを鑑み2年もしくは3年後に見直す機会を設けていただきたいです。

### ○関係者の責務・役割について

中間まとめにおいて、「共生社会の実現に向けて、関係者がオール京都体制で強力して取り組んでいくため、条例において、京都府、市町村、府民、企業、関係団体等のそれぞれの責務・役割を定めることが必要であり、今後、関係者の責務・役割について検討していく。」と記載されていますが、それぞれが負う役割や責任の度合いは自ずと違ってくると思われまます。今後の検討会議の中で議論させていただきたいです。

### ○政治参加について

今、検討会議において成年後見制度を利用することで選挙権を失ってしまうことについて、どのように考えるか議論する時間が作れませんでした。また、入院中や施設入所中の障害者が投票所に行くことに大きな壁があったり、視聴覚障害者が投票所において投票する手立てがなく投票できないという事案が少なからず存在することを耳にしています。政治参加は国民に与えられた重要な権利であり、義務でもあるので今後の検討会議の中で話し合う必要があると考えます。

### ○「その他」の項目について

時代の変化とともに、現在検討会議で検討した事項では対応できない事案は出てくることは予想できます。マイノリティーゆえにその苦しみや悲しみを声に出せず抱えている障害者がいるのであれば、そこを救済できる希望の光を残しておくことは、今条例策定の趣旨に合致すると思われまます。

今条例の事例を集める際に、声をあげていくにはかなりの時間と勇気や覚悟がいることを痛感してきました。ぜひとも何らかの方法で「その他」にあたる項目を入れることを検討していただきたいです。